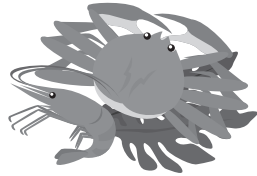


110番から

消費者110番から

カニ等の魚介類の しつこい電話勧誘に ご用心！



回答

カニなど海産物の電話勧誘販売や送り付けによるトラブルの相談が、季節を問わず寄せられています。「新型コロナウイルスの影響で収入が減って、経営が苦しい」などと言って、消費者の親切

相談事例

数年前、旅行で行った北海道の業者を名乗って、「以前、買っていたいた方に電話している。一時よりは回復してきているが、新型コロナウイルスの影響で観光客が減り、魚介類が売れずに困っている。サービスするので、助けると思っています。助けてほしい。」と、電話がかかってきた。気の毒に思い、カニなどが入った海産物セットを1万5千円で申し込んだ。代引きで届く予定だが、よく考えてみると以前旅行で買った業者とは違うようだ。断りたいが、連絡先もわからない。どうしたら良いか。

心や同情心につけ込む勧誘や、断ったつもりだったのに、「送ります。」と言われ、しまったといった強引な勧誘もあります。

事業者からの電話勧誘を受けて契約した場合は、カニなどの生鮮食品も、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。カニなどの生鮮食品の場合、書面は商品と一緒に送られてくる場合が多いので、商品が届いてからでもクーリング・オフは可能です。

今回の相談のように、電話勧誘の時点では事業者の住所も名称も連絡先もわからない場合、商品が届いたら対処するしかありません。商品が届いたら、宅配業者に事情を話し、発送元の連絡先等の情報を記録した上で、商品は受取拒否しましょう。その後で、クーリング・オフの通知を出してください。トラブルに遭わないためには、突然の電話勧誘には用心し、少しでもおかしいと感じたら、遠慮せず、きっぱりと断りましょう。事業者は、「値引き」「おまけ」などのサービスを強調して、消費者の関心を引き、断りにくくします。あいまいな対応は厳禁です。また、「結構です。」は肯定の意味にとられる可能性があります。不要な時は「要りません。電話もしないでください。」

と言って、電話を切りましょう。断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

電話勧誘では商品を直接見ることはできず、実際に届いてみて、値段に見合うものでなかったという相談もあります。

心配だな、困ったなと思ったり、クーリング・オフ通知の書き方がわからなかったりする場合は、お近くの消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルのご相談は、
徳島県消費者情報センターへ

■問い合わせ先

徳島県消費者情報センター

「消費者110番」

TEL/088(623)0110